



第4回 芝山町議会定例会

☎ 総務課 行政係 ☎ 77-3901

12月10～13日にかけて開催された令和元年
第4回芝山町議会定例会。上程された議案24件
は、審査の結果全て可決されました。

■ 主な内容 ■

■ 専決処分の承認を求めることについて (議案第1号)

令和元年9月の台風15号により被害を受けた施設の復旧費、ごみの処理費及び人件費等応急処理に要する一般会計補正予算について専決処分したので、これを報告し承認を求める。

■ 専決処分の承認を求めることについて (議案第2号)

令和元年9月の台風15号により被害を受けた施設の復旧費及び運用経費並びに人件費の応急処理に要する農業集落排水事業特別会計補正予算について専決処分したので、これを報告し承認を求める。

■ 専決処分の承認を求めることについて (議案第3号)

令和元年9月の台風15号により被害を受けた施設の運用経費及び人件費の応急処理に要する公共下水道事業特別会計補正予算について専決処分したので、これを報告し承認を求める。

■ 専決処分の承認を求めることについて (議案第4号)

令和元年10月25日の大雨により被害を受けた施設の復旧費、土砂等撤去費等応急処理に要する一般会計補正予算について専決処分したので、これを報告し承認を求める。

■ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (議案第5号)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、地方公務員法の改正が行われたことにより、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定等の適正化が図られたことに伴い、関係条例について所要の改正を行うため、関係条例の整備に関する条例を制定する。

■ 施行期日
令和元年12月14日から施行

■ 計画検討委員会設置に関する条例の制定について (議案第6号)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定により、特別職の非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化が行われたことに伴い、各種委員会等の諮問・調査機関の設置について原則として条例化が必要となったため、芝山町公共施設等総合管理計画検討委員会設置条例を制定する。

■ 施行期日
令和2年4月1日から施行

■ 芝山町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置条例の制定について (議案第7号)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定により、特別職の非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化が行われたことに伴い、各種委員会等の諮問・調査機関の設置について原則として条例化が必要となったため、芝山町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置条例を制定する。

■ 施行期日
令和2年4月1日から施行

■ 芝山町公共施設等総合管理

芝山町介護保険推進委員会 設置条例の制定について

(議案第8号)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定により、特別職の非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化が行われたことに伴い、各種委員会等の諮問・調査機関の設置について原則として条例化が必要となったため、芝山町介護保険推進委員会設置条例を制定する。

■施行期日

令和2年4月1日から施行

芝山町地域包括支援センター運営協議会設置条例の制定について

(議案第9号)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定により、特別職の非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化が行われたことに伴い、各種委員会等の諮問・調査機関の設置について原則として条例化が必要となったため、芝山町地域包括支援センター運営協議会設置条例を制定する。

■施行期日

令和2年4月1日から施行

芝山町地域密着型サービス事業者選定委員会設置条例の制定について

(議案第10号)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定により、特別職の非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化が行われたことに伴い、各種委員会等の諮問・調査機関の設置について原則として条例化が必要となったため、芝山町地域密着型サービス事業者選定委員会設置条例を制定する。

■施行期日

令和2年4月1日から施行

芝山町地籍調査推進委員会設置条例の制定について

(議案第11号)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定により、特別職の非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化が行われたことに伴い、各種委員会等の諮問・調査機関の設置について原則として条例化が必要となったため、芝山町地籍調査推進委員会設置条例を制定する。

■施行期日

令和2年4月1日から施行

芝山町空家等対策の推進に関する条例の制定について

(議案第12号)

空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたことにより策定した芝山町空家等対策計画に基づく施策等に実効性を持たせるため、芝山町空家等対策の推進に関する条例を制定する。

■施行期日 公布の日から施行

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(議案第13号)

現行条例において「看護休暇」となっている箇所を「介護休暇」と改めるとともに、任期付短時間勤務職員の「1週間の勤務時間」について明確化する規定を追加するため、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定する。

■施行期日 公布の日から施行

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(議案第14号)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定により、千葉県職員の育児休業

等に関する条例の一部改正が行われ、会計年度任用職員を含む非常勤職員の育児休業に関する制度が整備されたことから、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定する。

■施行期日

令和2年4月1日から施行

特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する 条例の制定について

(議案第15号)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定により、特別職の非常勤職員として位置付ける職については、原則として条例により設置された各種委員会等の諮問・調査機関の委員等に厳格化されたことに伴い、特別職の職員で非常勤のものへの報酬及び費用弁償に関する条例に位置付ける職について整理を行うこと、また、近年の千葉県の最低賃金の動向に鑑み、日額の報酬額を見直すことを目的として、当該条例の一部を改正する条例を制定する。

■施行期日

令和2年4月1日から施行